



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第239号 令和2年9月8日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
559	保安林の指定を解除する件	農林水産基盤整備局 森林整備課
560	第49回採石業務管理者試験を実施する件	河川整備課

徳島県告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年九月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所
勝浦郡勝浦町大字棚野字中立川四六の三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 三 解除の理由
学校教育用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百六十号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、第四十九回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和二年九月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

令和二年十月九日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁八階八〇四会議室

三 受験願書の受付期間

令和二年九月十五日（火曜日）から同月三十日（水曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項第一号及び第二号に掲げる日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月三十日までの消印があれば受け付ける。

四 受験願書の用紙の請求先

徳島県県土整備部河川整備課、徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備部

五 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川整備課

六 受験手続

受験願書（採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）様式第九によるもの）に写真（受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。

七 受験手数料

八千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川整備課（電話 八八 六二二 二六二七）へすること。